

(仮称) 大江川下流部公有水面埋立てに係る計画段階環境配慮書のあらまし

令和元年12月 名古屋市
名古屋港管理組合

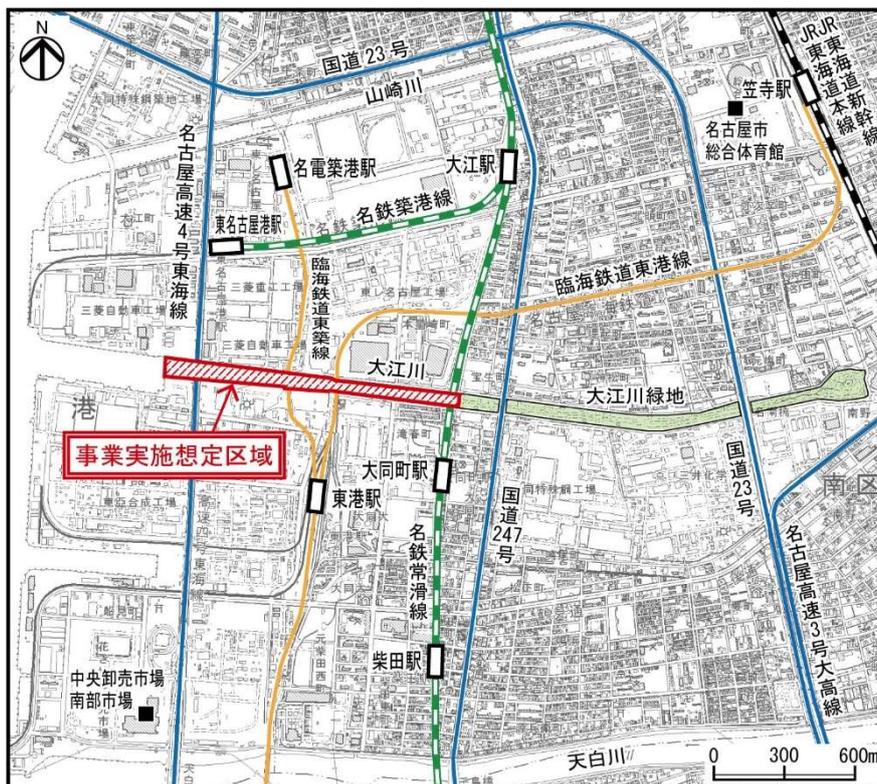
平素は、本市の河川行政及び本組合の港湾行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
大江川下流部には、近隣工場からの排水に含まれていた有害物質を含む汚染土が、昭和50年代の公害防止事業により封じ込められており、南海トラフ巨大地震等の大規模地震発生時にその汚染土が露出・拡散することが懸念されています。本市及び本組合では、地震・津波発生時の汚染土の露出・拡散の防止を目的として、大江川の公有水面の埋立てを計画しております。

この度、名古屋市環境影響評価条例に基づき、環境の保全のため、地域に与える影響の簡易的な予測・評価を事業の計画段階において行いました。その結果等について計画段階環境配慮書（以下、「配慮書」という。）としてとりまとめましたので、その概要をお知らせいたします。

なお、本事業を進めるにあたり、周辺地域の生活環境の保全に十分配慮し、環境への影響を極力低減するよう努めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

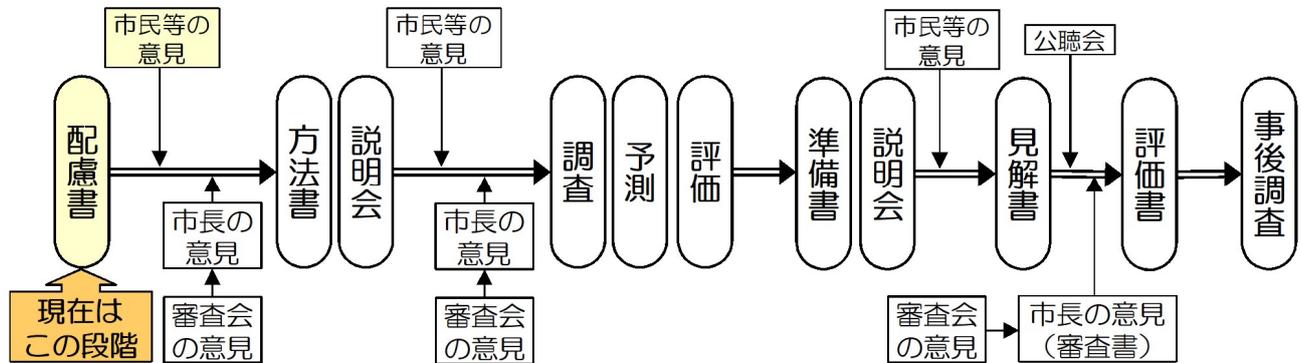
対象事業の概要

事業者の名称	名古屋市 及び 名古屋港管理組合
対象事業の種類	公有水面の埋立て
事業実施想定区域の位置	名古屋市港区大江町及び昭和町地先から南区宝生町及び大同町地内まで（下図参照）
事業規模	〔埋立区域の面積〕 10.3ha
工事予定期間	約10年間



環境影響評価手続きの流れ

環境影響評価制度とは、道路や鉄道の建設、大きな建物を建てる事業などを行う場合に、周辺の環境にどのような影響を与えるかを事業者が事前に調査、予測、評価するとともに、その結果を公表し、市民、行政からの意見を事業計画に反映させることによって、より環境に配慮した事業とすることを目的とした仕組みです。



事業計画の検討

名古屋市の環境影響評価技術指針に従い、重大な環境影響の回避・低減に繋げるために、配慮書において複数案による比較検討を行うこととされております。今回、埋立事業を実施しない場合（ゼロ・オプション）を比較案として設定し、環境面での検討を行うこととしました。

案	概要
本事業案 (A案)	<p>河川を埋立てることにより、汚染土の露出・拡散を防ぐ工法。 (河川水はボックスカルバート(暗渠)で通水。)</p> <p>断面図(イメージ)</p>
ゼロ・オプション案 (B案)	<p>例としてしゅんせつ・掘削することにより汚染土を除去する工法。</p>

予測及び評価の結果

本事業の実施に伴い、周辺の環境に重大な影響を及ぼすおそれがある環境要素や2案で差がある環境要素について、予測・評価を行った結果は以下のとおりです。

環境要素	影響要因		結 果
	工事中	存在・供用時	
水質・底質 (汚染土の拡散・流出)	●	—	・A案、B案ともに施工時に汚染土の拡散・流出を防止するための措置が講じられることから、周辺の水質や底質に与える影響はほとんど無く、また、影響の程度に差は無いと考えられます。
廃棄物等 (廃棄物等の種類及び発生量)	○	—	・B案は汚染土が外部に搬出されるため、その処分について事前の計画の立案が必要です。 ・汚染土の外部への搬出及び処分が発生しないA案のほうが、影響が小さいと考えられます。
生態系 (生態系への影響)	—	○	・A案は大江川緑地と連続した樹林生態系が形成され、陸生生物相は豊かになると考えられます。B案は現況と同様な河川・湿地・干潟生態系が形成され、水生生物相は回復していくと考えられます。 ・A案、B案ともに生態系の形成は予測されますが、現況からの変化は、B案の方が小さいと考えられます。

注) ●は重大な影響のおそれがあるもの、○は複数案で差があるものを示します。

主な環境配慮方針

事業計画の策定にあたり、環境の保全の見地から事前に配慮した事項の主な内容は、以下のとおりです。

《事業実施想定区域の立地及び土地利用に際しての配慮》

環境配慮事項			内 容
快適環境の保全と創造	人と自然との触れ合い	人と自然との触れ合いの活動の場の保全	〈A案に該当〉 ・人と自然とが触れ合える環境の保全に留意した土地利用に努めます。

《建設作業時を想定した配慮》

環境配慮事項			内 容
自然環境の保全	土壌	埋立て土砂等による影響の防止	〈A案・B案に共通して該当〉 ・埋立てや掘削除去後の埋め戻しに用いる土砂による周辺環境への影響の防止に留意した工事計画の策定に努めます。
生活環境の保全	環境汚染	工事に伴う公害の防止	〈A案・B案に共通して該当〉 ・建設機械は、低騒音・低振動型や排出ガス対策型建設機械を使用し、大きな音や振動を発生する建設機械が同時に多数稼働することのないような工事計画の策定に努めます。
環境負荷の低減	自動車交通	工事関係車両による交通渋滞の防止	〈A案・B案に共通して該当〉 ・工事関係車両の走行により、事業実施想定区域周辺の道路が交通渋滞しないように努めます。

《施設の存在・供用時を想定した配慮》

環境配慮事項			内 容
自然環境の保全	植物・動物・生態系・緑地	緑地等の適正管理による植生の保全	〈A案に該当〉 ・緑地としての機能向上及び生物多様性の保全に留意し、地域特性を踏まえた植生管理に努めます。

配慮書の縦覧・閲覧及び意見の提出について

配慮書（本書はその概要版です）をご覧ください。

●期間：令和元年12月17日（火）～令和2年1月15日（水）

場 所	時 間
名古屋市環境局地域環境対策課 （市役所東庁舎5階）	午前8時45分～午後5時15分 （日曜日、土曜日、祝休日及び年末年始を除く。）
名古屋市緑政土木局河川工務課 （市役所西庁舎6階）	
港区役所及び南区役所	
名古屋市環境学習センター（エコパルなごや） （伏見ライフプラザ13階）	午前9時30分～午後5時 （月曜日（月曜日が祝休日の場合はその翌平日）及び 年末年始を除く。）
名古屋市南生涯学習センター	午前9時～午後9時（日曜日及び祝休日は午後5時まで） （第2水曜日、第4月曜日及び年末年始を除く。）
名古屋港情報センター （名古屋港管理組合本庁舎6階）	午前9時～午後5時15分 （日曜日、土曜日、祝休日及び年末年始を除く。）

名古屋市ウェブサイト（<http://www.city.nagoya.jp/>）または、
名古屋港管理組合のウェブサイト（<http://www.port-of-nagoya.jp/>）でもご覧いただけます。

配慮書への環境の保全の見地からの意見が提出できます。

環境の保全の見地からの意見を郵送、持参または電子メールで提出できます。

[期 間] 令和元年12月17日（火）～令和2年1月30日（木）（必着）

[記載事項] ①配慮書の名称 ②住所・氏名 ③環境の保全の見地からの意見

[郵送・持参] 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市環境局 地域環境対策課 環境影響評価係

[電子メール] asesu-iken@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp

《お問い合わせ先》

名古屋市緑政土木局 河川部 河川工務課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話 052-972-2897

（受付時間：土曜日、日曜日、祝休日及び年末年始を除く午前8時45分～午後5時15分）

名古屋港管理組合 建設部 事業推進課

〒455-0033 名古屋市港区港町1番11号

電話 052-654-7929

（受付時間：土曜日、日曜日、祝休日及び年末年始を除く午前8時45分～午後5時15分）

本書に掲載した1/30,000の地図の下図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25,000を複製したものです。
（承認番号 令元情複、第952号）この地図を複製する場合には、国土地理院長の承認を得る必要があります。
（このパンフレットは、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。）